

審査請求書

令和 8 年 7 月 21 日
国立教育政策研究所長 殿

審査請求人 NPO 法人 読み継ぐ書物のアクセシブル図書館
理事長 沖田 克夫

住所

E-mail

第 1 審査請求の趣旨

令和 8 年 7 月 2 日付け開示決定（8 教研学力第 18 号）のうち、開示実施手数料に関する部分を取り消し、電子データを合理的な方法により交付した場合の手数料により開示を実施するよう求める。

第 2 審査請求の理由

1 開示の実施方法が著しく不合理であること

本件請求は、全国学力・学習状況調査 CBT サンプル問題（令和 7 年度及び令和 8 年度）の電子データの開示を求めたものである。

MEXCBT では、一回のテストは一つの ZIP ファイルとして管理されている。これは、北海道、京都府、千葉県の MEXCBT テスト問題の開示結果から明らかである。

しかし、本件では、ZIP ファイル単位ではなく、その内部の XML 文書、画像、スタイルシート、JavaScript 等の構成ファイルごとに交付対象としたものと考えられ、その結果 872 ファイルを基礎として開示実施手数料が算定されている。

2 他の行政機関との比較

同種の MEXCBT テスト問題について、他の行政機関では異なる手数料により開示が実施されている。

行政機関	手数料	qti.xml ファイルの個数	test.xml ファイルの個数
北海道	730 円	1,162	99
京都府	220 円	854	(欠落)
文 部 科 学 省 (千葉っ子)	29,830 円	511	218
国立教育政策 研究所	182,920 円	すべてのファイルの個数を合わせて 872 として算定	

北海道及び京都府では、MEXCBT の ZIP ファイルをさらに一つの ZIP ファイルにまとめて交付しており、開示対象は本件よりはるかに多いにもかかわらず、手数料は極めて低額（千円以下）となっている。文部科学省が開示した千葉県の CBT 問題では、ZIP ファイルをさらに一つの ZIP ファイルにまとめる方法はとっていないが、もともと存在する ZIP ファイルをそのまま交付しており、手数料は 3 万円に満たない。

一方、本件では、対象となるテストは小学校第 6 学年及び中学校第 3 学年のサンプル問題（通常版・配慮版）に限られ、対象データは比較的少量であるにもかかわらず、手数料は約 18 万円となっている。これは、MEXCBT の ZIP ファイルを展開した状態でファイル数を算定したものと考えられる。ZIP ファイル単位で電子データを交付することが技術的に可能であることは、北海道、京都府及び文部科学省の開示事例から明らかである。

3 合理的理由が示されていないこと

本件決定には、以下の点についての説明がまったくない。

- なぜ ZIP ファイル単位で交付しなかったのか
- なぜ他の行政機関と異なる方法を採用したのか
- なぜ 872 ファイルの一つ一つを単位として手数料を算定したのか

本件のみが著しく高額となる開示方法を採用した合理的理由は見当たらない。他の行政機関ではより低廉な方法が実際に採用されている以上、本件のみ異なる方法を採用した合理的理由について行政庁は説明すべきである。

よって、本件処分のうち、開示方法及びこれに基づく開示実施手数料に関する部分を取り消し、電子データを含んだ ZIP ファイルを複写した媒体による交付を求める。

第 3 結論

以上のとおり、本件開示実施手数料は合理的な交付方法を前提として算定されたものとは認められない。

よって、本件処分のうち開示実施手数料に関する部分を取り消し、MEXCBT の管理単位を踏まえた合理的な方法による交付を前提として、改めて開示実施手数料を決定することを求める。

本件で採用された手数料算定方法が許容されるならば、電子データを構成ファイル単位に分割することによって、開示実施手数料を容易に高額化することが可能となる。そのような運用は、情報公開制度の趣旨に照らして慎重に判断されるべきである。